

新潟市財務部に置く室及び係の事務分掌要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、別に定める場合を除き、新潟市行政組織規則（以下「規則」という。）に定める財務部に置く室及び係の分掌事務について必要な事項を定めるものとする。

(分掌事務)

第2条 規則第5条に規定する財務部に置く室及び係の分掌事務は、表のとおりとする。

課	室・係	分掌事務
財務企画課	グループ制	部の事務事業の総合調整に関する事項
		部の予算及び決算の総括に関する事項
		地方交付税に関する事項
		市議会に関する事項
		財政状況の公表及び財政統計に関する事項
		監査委員に関する事項（都市政策部技術管理課及び総務部行政経営課の所管するものを除く。）
		市債に関する事項
		財政調整基金、市債管理基金及び都市整備基金に関する事項
		ふるさと納税に関する事項
		部の他の課及び機関の所管に属しない事項
		課及び財務課の庶務に関する事項
財務課	グループ制	予算の編成及び執行監督に関する事項
		財政運営の調整に関する事項
		財政計画に関する事項
		公益財団法人新潟市開発公社に関する事項
		宝くじに関する事項
		課の庶務に関する事項
財産活用課	グループ制	公有財産台帳管理に関する事項
		固定資産台帳管理に関する事項
		公有財産の管理及び処分の総括に関する事項
		普通財産の処分に関する事項
		機能を失った法定外公共物の処分に関する事項
		課、用地対策課及び契約課の庶務に関する事項
	財産経営推進室	財産経営の推進に関する事項
用地対策課	用地第1係	公共用地取得事務の総括に関する事項
		不動産その他公有財産の取得に関する事項（他の課及び機関の所管するものを除く。）
		前号に規定する不動産の取得に伴う損失補償及び代替地の処分に関する事項
	用地第2係	不動産その他公有財産の取得に関する事項（他の課及び機関の所

		管するものを除く。)
	用地第3係	前号に規定する不動産の取得に伴う損失補償及び代替地の処分に関する事項
	用地企画室	公共用地の取得計画に関する事項
		公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）の規定による届出等に関する事項
		土地収用法（昭和26年法律第219号）の手続きの総括に関する事項（他の課及び機関の所管するものを除く。）
		土地収用法、公共用地の取得に関する特別措置法（昭和36年法律第150号）及び電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に係る公告縦覧等に関する事項
		土地取得事業会計に関する事項
		損失補償積算業務の委託発注に関する事項
		新潟市土地開発公社に関する事項
		新潟市土地開発公社への貸付け及び債務保証に関する事項
		用地対策連絡会に関する事項
		用地取得に伴う土地の評価及び補償基準に関する事項
		不動産鑑定評価業務の委託発注に関する事項
		土地情報の収集及び提供に関する事項
		財産評価審議会に関する事項
		課の庶務に関する事項
契約課	物品契約係	物品並びに公有財産である機械器具及び船舶の取得及び修理に関する事項（他の課及び機関の所管するものを除く。）
		不用物品の管理（出納保管を除く。）及び処分に関する事項（他の課及び機関の所管するものを除く。）
		物品の取得、管理及び処分の調整に関する事項
		用品の種類及び価格に関する事項
		業務委託契約の総括に関する事項
		課の庶務に関する事項
	工事契約係	工事請負契約（市長が指定するものを除く。）及び工事に係る製造請負契約並びに工事に係る設計、測量、試験及び調査の委託契約に関する事項
		工事材料（工事の支給品に限る。）の購入に関する事項
税制課	グループ制	税務事務の総括及び総合調整に関する事項
		税務事務に係る予算及び決算の総括に関する事項
		国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する事項
		市税等に係る統計の総括に関する事項
		税務事務に係る広報の総括に関する事項
		税務関係機関との連絡調整に関する事項
		地方譲与税、利子割交付金等に関する事項
		固定資産評価審査委員会に関する事項

		<p>税務事務に係る審査請求等に関する事項（課の所管する事務に係る裁決を除く。）</p> <p>税務事務及び税制の企画、調査及び研究の総括に関する事項</p> <p>市税関係例規の立案の総括に関する事項</p> <p>税務事務に係る研修の調整に関する事項（他の課の所管に属するものを除く。）</p> <p>税務事務に係る特命事項に関する事項</p> <p>課、市民税課、資産税課及び納税課の庶務に関する事項</p>		
市民税課	管理・証明係	<p>市税等に係る諸証明及び公図副本の閲覧（以下「市税証明等」という。）に関する事項</p> <p>市税証明等に係る事務の企画、指導及び総括に関する事項</p> <p>市税証明等に係る手数料の徴収に関する事項</p> <p>税務事務に係る審査請求等に関する事項（課の所管する事務に係る裁決を除く。）</p> <p>課の庶務に関する事項</p>		
		法人・諸税係	<p>法人の市民税の調査、賦課及び課税台帳等の管理に関する事項</p> <p>軽自動車税の調査、賦課、課税台帳等の管理及び総合調整に関する事項</p> <p>原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等に関する事項</p> <p>市たばこ税、鉱産税、入湯税及び事業所税の調査、賦課及び課税台帳等の管理に関する事項</p>	
			特別徴収係	<p>個人の市民税、県民税及び森林環境税の調査、賦課及び課税台帳等の管理に関する事項（主に特別徴収）</p> <p>課の所管する電算システムに係る調整に関する事項</p> <p>個人の市民税、県民税及び森林環境税の調定並びに個人の県民税の徴収取扱委託金に関する事項</p>
				市民税第1係
			市民税第2係 市民税第3係 市民税第4係	
	資産税課	グループ制	<p>固定資産税及び都市計画税の調定並びに課税台帳及び名寄帳の管理に関する事項</p> <p>特別土地保有税の調定及び課税台帳の管理に関する事項</p> <p>国有資産等所在市町村交付金に関する事項</p> <p>固定資産の評価事務に係る企画、指導及び調整に関する事項</p> <p>固定資産税及び都市計画税の賦課事務に係る企画、指導及び調整に関する事項</p> <p>税務事務に係る審査請求等に関する事項（課及び資産税分室の所管する事務に係る裁決を除く。）</p>	

		資産税課の所管する事務に係る資産税分室との連絡調整に関する事項	
		納税義務者に関する事項	
		固定資産税及び都市計画税の賦課に関する事項	
		課の庶務に関する事項	
	土地係	固定資産（土地に限る。）の調査及び評価に関する事項	
		固定資産税及び都市計画税の賦課に関する事項	
		公図副本の管理及び閲覧に関する事項	
		特別土地保有税の賦課に関する事項	
	家屋第1係 家屋第2係	固定資産（家屋に限る。）の調査及び評価に関する事項	
		固定資産税及び都市計画税の賦課に関する事項	
	償却資産係	固定資産（償却資産に限る。）の調査及び評価に関する事項	
		固定資産税の賦課に関する事項	
	資産税第1 分室 【課の機関】 土地係 家屋係	固定資産（償却資産を除く。）の調査及び評価に関する事項	
		固定資産税及び都市計画税の賦課に関する事項	
		公図副本の管理及び閲覧に関する事項	
		市税証明等（固定資産に係る一部のものに限る。）に関する事項	
		市税証明等（固定資産に係る一部のものに限る。）に係る手数料の徴収に関する事項	
		室の庶務に関する事項	
		資産税第2 分室 【課の機関】 土地係 家屋係	固定資産（償却資産を除く。）の調査及び評価に関する事項
			固定資産税及び都市計画税の賦課に関する事項
公図副本の管理及び閲覧に関する事項			
市税証明等（固定資産に係る一部のものに限る。）に関する事項			
市税証明等（固定資産に係る一部のものに限る。）に係る手数料の徴収に関する事項			
室の庶務に関する事項			
納税課	グループ制	市税等の滞納処分に関する事項	
		市税等の納税の猶予に関する事項	
	管理係	市税等の滞納処分の決定後の事務処理に関する事項	
		差押財産の公売に関する事項	
		市税等の徴収の嘱託及び受託に関する事項	
		税務事務に係る審査請求等に関する事項（課の所管する事務に係る裁決を除く。）	
		課の庶務に関する事項	
	収納係	市税等の収納管理、還付、充当及び委託納付に関する事項	
		市税等の督促に関する事項	
		市税等の収納事務に係る企画及び調整に関する事項	
	債権管理室	市の債権の適正管理に係る企画、支援等の総合調整に関する事項	

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。